

令和3年7月26日
国土交通省
不動産・建設経済局建設業課

建設業法施行令第41条第3項に規定する技術検定の受検禁止の措置
に関する基準の改正案に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和3年6月21日から令和3年7月20日まで、建設業法施行令第41条第3項に規定する技術検定の受検禁止の措置に関する基準の改正案に関する意見の募集を行いましたところ、計3件のご意見をいただきました。

お寄せいただいたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。また、当意見募集に直接関係しないご意見は掲載しておりませんが、今後の施策の推進に当たり、参考にさせていただきます。

今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

寄せられたご意見及び国土交通省の考え方

主なご意見(概要)	国土交通省の考え方
<p>○不正に対する罰則強化は、同意できる。 ただし、実務経験を記載、証明するにあたり工事の種類、例えば「電気工事」と「電気通信工事」の内容が曖昧ではないか。 1級電気通信施工管理技士の技術検定試験において記載されている「電気通信設備」の内容は「有線電気通信設備」「無線電気通信設備」「放送機械設備」「データ通信設備」と書かれており、さらに試験センターの説明図に依れば、いずれの設備もインフラ側の設備を指している。 しかるに、世間一般では(官庁発注物件も含め)構内の放送設備であったり映像表示設備において「電気工事」で発注されたり「電気通信工事」で発注されたりしており、実務経験を記載した証明するにあたり根拠が曖昧である。 罰則を強化するのであれば、上記のようなグレーゾーンも同時になくすべきと考える。</p>	<p>○当該基準の改正に関しては賛同のご意見として承ります。 また、不正受検防止対策を踏まえ、令和3年度技術検定より、受検の手引きの記載内容について、より分かりやすい記載とすることを目的とした見直しを行っております。頂いたご意見も踏まえ、今後も検討を続けてまいります。</p>